



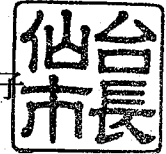
H31 環環企第 608 号

令和元年 7 月 8 日

仙台市環境審議会

会 長 渡 邊 浩 文 様

仙台市長 郡 和 子



「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の改定について（諮問第 11 号）

「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」の改定にあたり、仙台市環境基本条例（平成 8 年仙台市条例第 3 号）第 8 条第 3 項に基づき、貴審議会の意見を求めます。

諮 問 の 趣 旨

「杜の都・仙台」は、豊かな緑や広瀬川の清流などの自然に恵まれ、美しいケヤキ並木が街に溶け込むなど、都市と自然が調和した魅力的な都市環境を有しており、その素晴らしい環境は、市民が愛着と誇りを感じる財産です。

この良好な環境を将来へと確実に継承するため、本市は、令和2年度までを計画期間とする「杜の都環境プラン」（平成23年3月策定）において、環境面から目指すべき都市像として「杜と生き、人が活きる都・仙台」を掲げ、エネルギー効率の高い低炭素型の都市づくりや、リサイクルが進む資源循環型の都市づくり、自然と共生した都市づくりなどに取り組んでいるところです。

しかしながら、人口減少や、少子高齢化の進行、これらに伴う経済規模の縮小、グローバル化の更なる進展など、本市のまちづくりの前提となる社会状況は大きな変化を迎えようとしています。

また、社会、経済活動の基盤となる環境面においては、地球温暖化をはじめ、生物多様性の損失、食品ロスや廃プラスチックへの対応など、その課題は多岐にわたるとともに、社会、経済分野とも深く関わっており、今後は、これまでにない新たな視点・考え方での取り組みが求められています。

一方、国際社会においては、平成27年に国連で採択された、地球規模で深刻化する環境・社会・経済の諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」や、平成28年に発効した、地球温暖化対策の国際的枠組みである「パリ協定」を契機として、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しています。

今後も本市が魅力的な都市として持続的に発展していくためには、社会情勢の変化に伴う新たな課題に柔軟に対応しつつ、これまで本市の発展を支えてきた「杜の都」を、いかに深化させていくかが重要です。

このような基本的な認識に立ち、「杜の都環境プラン」の改定にあたり、市民や事業者の皆さまとの協働のもと、本市が目指すべき目標や施策の方向等について、貴審議会における総合的・専門的な見地からの審議をお願いするものです。